

コミュニティ・ビジネスの新たな展開：

地域経済開発から住民主体地域密着型ビジネスへ — イギリスの事例を中心として —

宮 坂 純 一
MIYASAKA Junichi

- 1 強い市民社会をめざす「第三の道」
- 2 価値観の転換
- 3 資本主義の変貌
- 4 住民主体地域密着型ビジネスの展開

1 強い市民社会をめざす「第三の道」

イギリスでは、1970年代終わりに「コミュニティビジネス運動」がうまれている。1980年代初頭に設立された Community Business Scotland Network はそのことを象徴するものである。これは地域経済開発の一環であり、今日まで続いている。

しかし、このような地域経済開発は「二段階」を経て現在に至っている。というのは、一方で、1970年代以降、伝統的な流れとして協同組合思想があり、協同組合方式で地域経済開発が進められてきたが、他方で、1990年代の中頃から、資本主義の変貌にともなってステイクホルディング (stakeholding) が語られ、その後新しい政策理念が唱道されるにつれて地域経済開発は社会的排除への対応策の一環として位置づけられるようになり、更には開発の事業主体として「社会的企業」が続々と設立され、地域住民を主体とした地域経済開発という側面（地域密着型ビジネス）が前面にでてくるようになったからである。

何故なのか。これはいわゆる「第三の道」と関連してくる事象であり、そこにはコミュニタリアニズムの影響を見いだすことができる。以下、第三の道、コミュニタリアニズムそしてステイクホルディング（⇒ステイクホルダー資本主義）をキーワードにして、イギリスのコミュニティ・ビジネス（地域経済開発）の現状を読み解いてみたい。

1997年に、18年間続いた保守政権に替わって「ニューレーバー」を掲げるブレア (T.Blair) 政権が登場する。その政策理念として打ちだされたのが「第三の道」であった。第三の道というコトバ自体はそれほど新しいものではなく、例えば、「中道」というコトバは良く知られているし、経済体制に関して言えば、アメリカに代表される市場万能型資本主義と異なるだけでなくソ連に代表される計画経済型国家社会主義とも異なる経済体制を指して「第三の道」（市場社会主義）が語られたこともある。1990年代にイギリスで提唱された第三の道には（右か左か、

という対立軸を超えている、という点で) それまでとは異なる意味が込められていた。

その「第三の道」が明瞭な形で現れた(具体的な内容で語られた)のは1998年(the articulation of a 'Third Way' emerged in 1998)であり⁽¹⁾、その年に、2つの著作が出版された。A.Giddens, *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Polity, 1998とT. Blair, *The Third Way: New Politics for the New Century*, Fabian Society, 1998である。

アンソニー・ギデンズ(A.Giddens)は、「社会民主主義のリニューアル」という副題の付いた『第三の道』で、「古典的な社会民主主義」(旧左派)と「サッチャリズム、新自由主義」(新右派)を対立(図表1参照)させたうえで、「社会民主主義の将来」を展望し、「第三の道」を、「過去2, 30年に根源的な変貌を遂げた世界に、社会民主主義を適応させるために必要な、思考と政策立案のための枠組み」、「別の言葉で言い換えれば、旧式の世界民主主義と新自由主義という2つの道を超克する道」として位置づけている⁽²⁾。

図表1

「古典的な社会民主主義」(旧左派)	「サッチャリズム、新自由主義」(新右派)
社会生活と経済生活への国家の全面的関与 国家が市民社会よりも優先する コレクティビズム ケインズの需要管理+コーポラティズム 市場の役割を限定(混合経済または社会的経済) 完全雇用 強い平等主義 包括的な福祉国家 (「ゆりかごから墓場まで」市民を保護する) 単線的な近代化 生態系に対する無関心 インターナショナリズム 二極対立的世界観	ごく小さい政府 自律的な市民社会 伝統的なナショナリズム 道徳的権威主義+強い経済的個人主義 市場原理主義 労働市場を特別扱いしない 不平等の容認 セイフティネットとしての福祉国家 単線的な近代化 生態系に対する無関心 国際秩序を現実的に考える 二極対立的世界観

【出典】A.Giddens, *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Polity, 1998, pp.7-8. (アンソニー・ギデンズ、佐和隆光訳『第3の道。効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社、1999年、55ページ)

そして、「第三の道」プログラム(the third way programme)としてつぎの10項目があげられている⁽³⁾。

- 1) ラジカルな中道
- 2) 新しい民主主義国家(敵が存在しない国家)
- 3) アクティブな市民社会
- 4) 民主的家族
- 5) 新しい混合経済
- 6) 包摂としての平等

- 7) ポジティブ・ウェルフェア
- 8) 社会投資国家
- 9) コスモポリタン国家
- 10) コスモポリタン民主主義

ギデンズの「第三の道」は、このことは良く知られていることであるが、「右」だけではなく「左」からも批判された⁽⁴⁾。その経緯は、たとえば、2000年に出版されたA.Giddens, *The Third Way and its Critics*, Polity, 2000（アンソニー・ギデンズ著今枝法之・干川剛史『第三の道とその批判』晃洋書房、2003年）のなかで述べられている。

第三の道に対する批判は、ギデンズによって、つぎのように整理されている⁽⁵⁾。

- (1) 無形的な政治的プロジェクトであり、明確に定義できないこと、
- (2) 左派としての適切な視点を欠いているために、意図しないとしても、保守主義に陥ってしまうこと、
- (3) グローバル市場に関して、新自由主義の基本的枠組みを受け入れていること、
- (4) アングロサクソンのプロジェクトであり、それを生みだした社会の刻印を帯びていること、
- (5) 経済を市場の支配に委せること以外に、はっきりとした経済政策を持っていないこと、
- (6) 環境保護問題に対してはほとんど関心がなく、その問題を取り扱うために必要な方法を持っていないこと。

ギデンズは、これまた良く知られているように、「ブレアのゲル（指南役）」として有名な人物である⁽⁶⁾。

そのブレアがブレア政権の「公式」理念を語った⁽⁷⁾のがT.Blair, *The Third Way : New Politics for the New Century*である。そこでは、「第三の道」は中道左派の新たな方向（社会民主主義の近代化）であることが明確に示されており、「中道左派思想の2つの主潮」である「民主社会主義と自由主義を合体させること」が「第三の道」である、と規定されている⁽⁸⁾。

ギデンズの「第三の道」とブレアの「第三の道」は微妙に異なっていると言われている⁽⁹⁾ことを考えると詳細な比較研究が必要であろう。しかし本稿はそのような検討を直接の目的とするものではなく、それ故に、以下の行論では、ブレアのそれに焦点を合わせて、しかも本稿に関連する事柄に限定して、「第三の道」の内容を整理することにとどめる。⁽¹⁰⁾

「第三の道」政策に特徴的なことは「多様でありながらすべてを包み込む社会（inclusive society）」を志向していることである。これは「強い市民社会」を築き上げることである。このことは、ギデンズでは、「アクティブな市民社会」ないしは「包摂としての平等」として語られている。

ギデンズに拠れば、「平等は包摂であり、不平等は排除である」⁽¹¹⁾。この立場から見ると、現代社会には2つの形態の排除が存在する。社会の最底辺部にいる人々のなかで、社会が提供する雇用、医療、福祉等の機会にありつけないというケース（最下層の非自発的な排除）と、富裕層に属する人々の一部が正業に就かずに俗世間から隔離した生活を送ることを選択するケース（最上部にいる人々による自発的な排除）。重要なことはそれらの排除された人々を包摂することであり、彼らが包摂されるならば、財産的な不平等があったとしても、個々人の能力や努力に応じて社会のなかで生活していけるのであり、平等が達成されている。問題はそのような包摂を実行する主体であるが、この場合、主体は必ずしも政府だけではなく、市民社会の役割が期待される。そしてその市民社会を構成するのがコミュニティやNPOであり、地方自治体はそれらと協力するひとつの主体にすぎないものとして位置づけられることになる⁽¹²⁾。

ブレアの「公式見解」では、このことが次のような表現で語られている。「包み込む社会というものは、社会全体に対してだけでなく、個人と親たちにも義務を課する。個人と親たちがそれぞれの責任を果たせるよう、国家と市民社会がこれをよりよい形で支援していくことは、教育、福祉、犯罪撲滅に関するわれわれの取り組みとともに、現在の重要な課題である」。「『第三の道』は、社会的領域において政府の力には限界があるが、しかし同時に政府にはこの限度の範囲内で、ボランティア部門との新しいパートナーシップを構築する必要があると考える。教育であれ、また医療、ソーシャルワーク、犯罪防止、あるいは子どもの育成であれ、『後押しする』政府は市民社会を強めこそすれ、弱めることはない。そして、自己の行為を改善しようとする家族やコミュニティに手を差しのべる。ボランティア活動、学校運営、養子縁組、公的医療、青少年犯罪防止計画。これらいずれを見ても、国家とボランティア部門そして個人が一隻となって活動しているのが分かる。こうしたパートナーシップの範囲と質を強化することが、ニューレーバーの責務である」。これが、第三の道が描く、権利だけでなく責任（義務）も引き受ける強い市民社会の在り方である⁽¹³⁾。

このような「強い市民社会」（アクティブな市民社会）の建設において大きな役割を果たすことを期待されているのがコミュニティである。ブレアの「公式見解」には以下のような一文がある。「強固なコミュニティは、価値観の共有と、市民の権利と義務についての理解の上に成り立つ。たんに税金を払ったり法律に従うといった義務を指すのではなく、立派で責任感のある市民として子どもを育て、また教育の責務のために国から雇用されている人たち（例えば学校教師）を支援していく義務も指している。昔は、そうした義務をわれわれは当然のこととして受けとめていた。しかしそうした義務がなおざりにされている今、われわれはこれらの義務を奨励し、さらに強調することに逡巡すべきではない。学校と親との間の『家庭・学校契約』（home-school contracts）のような取り組みをわれわれは追求しつつある。」⁽¹⁴⁾

つぎのような見解⁽¹⁵⁾もブレア思想を知るうえで示唆的である。

人間は本質的に、競争的であると同時に協力的であり、利己的であると同時に無私でもある。そうでなければ、社会というものは機能し得ないのではないだろうか。何人も、自立し得るかどうかは集団的財への依存にかかっている。属するコミュニティによって、われわれの生活は裕福にもなり貧困にもなる。政府は、コミュニティ全体の代表者として行動する分野を決めるに際して、規制する者としてかあるいは提供者としてかは別にしても、地域コミュニティやボランティア部門の意義ある活動を抑制しないことに鋭敏でなければならない。20世紀に左翼の原理派が犯した深刻な過ちは、国家は市民社会に代わり得る、従って自由を前進させることができると考えたことだった。いっぽうニュー・ライトはこれとは対極的な位置に立ち、「自由」の大義名分の下に国家の核心的な活動を全面的になくすべきだと唱える。真実は、多数が自由を享受するためには強い政府が必要だということである。進歩的な政治にとって大きな課題は、活発なコミュニティやボランティア組織を擁護し、そしてそれらが、必要ならばパートナーを組んで新しいニーズに対応できるよう成長を促すために、国家を後押し機関(enabling force)として活用していくことである。

これらの見解からもわかるように、ブレアは、1) 価値の平等、2) 機会の均等、3) 責任、4) コミュニティ、を重要視し⁽¹⁶⁾、特に、繰り返すことになるが、アクティブな市民社会の建設をめざすなかでコミュニティが果たす役割に期待している。このような政治姿勢が成功したのか、疑問が提起されている⁽¹⁷⁾が、少なくともこれまでの方向とは異なる途を選択しようとした（している）、という現実がある⁽¹⁸⁾。

何故にこのような方向をめざしたのか。本稿の立場から言えば、第1に、コミュニタリアニズムの影響が考えら

れる（アメリカでも、クリントンやゴアがコミュニタリアニズムの方向を模索しようとしたことは良く知られている）し、第2に、ステイクホルディング（ステイクホルダー社会・経済）という考え方を受け入れる土壌（資本主義の変容）があったことを指摘できるであろう。

2 価値観の転換

1980年代以降、ロールズ（J.Rawls）に代表されるリベラリズム（そしてリバタリアニズム）を疑問視し、リベラル的な個人概念、特に利己的な個人主義やその普遍的主義的主張を哲学的に批判する動きが活発化してきた⁽¹⁹⁾。「共通善」の実現をめざす主張（思想）がそれであり、コミュニタリアニズム（共同体主義）と呼ばれている。コミュニタリアニズムは人間の「共同性」や「共同体（コミュニティ）」の価値を重要視する立場であり、そこではコミュニティが重要な役割を与えられている。ここでは、サンデル（M.Sandel）の表現を借りれば⁽²⁰⁾、「負荷なき個人」という人間としての存在が「否定」され、人はコミュニティのなかで育まれる、ということが積極的に主張されている。

ブレア（政権）の発想（thinking）はしばしばこのコミュニタリアニズムとの関連で語られることがあるが⁽²¹⁾、これは重要な視点である。というのは、ブレアが、「政策は価値観から生まれるものであり、その逆ではなく、価値観がなければわれわれは漂流してしまう」⁽²²⁾、と明確に述べているからである。

そのブレアの価値観と関連して、ブレアの「父」といわれている共同体主義者がいる⁽²³⁾。エチオーニ（A.Etzioni）である。彼は民主的な倫理の再構築をめざすベースとなるプラットホーム（communitarian platform）を立ち上げ「応答するコミュニタリアン運動」を指導する実践的なコミュニタリアンとして知られている。彼の立場は、一方で、それまでの理論的な展開を継承し、他方で、社会運動という実践レベルにまで踏み込んでいるために、「哲学的コミュニタリアニズム」とは一線を画するものであり、「政治的コミュニタリアニズム（political communitarianism）」⁽²⁴⁾として形容されることがある。本稿では、エチオーニの考え方に焦点を絞り、第三の道とコミュニタリアニズムの関連を考える。

エチオーニに拠れば⁽²⁵⁾、私たちがめざす社会は、単に市民としての権利が尊重される（civic）だけでなく、グッドでもある（good）、社会である。「善き社会」とは、人々がお互いを単に道具としてではなくむしろ目的として、断片ではなく丸ごとの人間として、単なる被雇用者、取引相手、消費者あるいは同輩としての（fellow）市民ではなく、感情や関与という絆で結びついたコミュニティのメンバーとして、扱う社会である。

この善き社会は、別の表現を借りれば、社会的な美徳（秩序）と個人の権利を共に活かす社会であり⁽²⁶⁾、そのような社会を志向する運動としてのコミュニタリアニズムはモラルヴォイス（moral voice）に相応しい地位を与えること（⇒モラルヴォイスの回復）を課題としている。モラルヴォイスは特殊な動機付けの形式であり、人々に自ら同意する価値をキチンと遵守することを促す声である。モラルヴォイスには2つの源泉がある。ひとつは内的なものであり、教育、経験、心の発達に基づいて、これが共有価値であるはずである、と個々人が信じていることであり、自分自身の内部から「私は～をすべきだと信じている」と発信されていることを聞くことである。他方、第2のものは外的なものであり、共有価値を遵守させようとする外部からの促しであり、その人が所属するコミュニティが発信する声を聞くことである⁽²⁷⁾。さまざまなコミュニティが積み重ねてきた経験と相互扶助の歴史がモラルヴォイスの豊かな源泉であり、モラルヴォイスはコミュニティの内部に発生し時には法のなかにも具現化される⁽²⁸⁾。

このモラルヴォイスの回復はモラルの基礎を再建することである。その場合、「応答するコミュニタリアン運動」において大きな役割を与えられているのが（上述のように、第2の源泉として位置づけられている）コミュニティ

であり、そこで展開される民主的な対話が重要視される。モラルヴォイスの回復（したがって、社会構築）の出発点となるのは市民社会のなかのさまざまなコミュニティなのであり、コミュニティは善き社会の主要な要素として位置づけられる。ここに、コミュニティとはいかなるものなのか、が問題になってくる。

「応答するコミュニタリアン運動」では、コミュニティは、家族から、サークル、村落、地方自治体、国家までも含む、多層的な概念として捉えられている⁽²⁹⁾。そのことも一因しているのか、コミュニティは、一般に、曖昧でとらえどころのない概念である⁽³⁰⁾、といわれているが、エチオーニに拠れば、コミュニティはつぎのように理解される⁽³¹⁾。コミュニティは、市場が手段ベースの（我—それ（I-It））（自己を目的として、相手を手段とみなす）関係の領域であるのに対して、目的ベースの（我—汝（I-Thou））（相互に目的とみなす）関係を育てる主要な社会存在である。そのようなコミュニティは、かつてはそして今日でもある程度そうであるが、主として居住地に沿ったものであった。すなわち、メンバーとしての資格は当該村落の住民であることである、というように地理的に限定されていた。しかし、コミュニタリアニズムの発想では、今日のコミュニティは、同じ組織（病院の内科や大学の学部）のために働いている専門家集団のメンバーのなかに、またたとえ他の集団の中に分散していても成立する、民族的・人種の集団のメンバーのなかに（たとえば、ユダヤ人のコミュニティとして）、更には知識人のなかに、存在し発達している。

改めて言うまでもないと思われるが、地域社会はいまでもコミュニティのひとつであり、多くの場合、コミュニティというコトバはそれぞれの地域社会を念頭に置いて使われている。たとえば、territorial communityとして⁽³²⁾。

本稿でも、コミュニティは、その具体的内容に即して言えば、地域共同体を意味している。但し、それは旧来の地域社会とは異なる側面を持っている。

旧い共同体の代表である「伝統的な村」が、そのメンバー（村民）にとって唯一のコミュニティであった（逆に言えば、旧いコミュニティはその構成員に対して独占的なパワーを行使した）⁽³³⁾のに対して、今日の地域社会を構成する人々はその地域社会（コミュニティ）のメンバーであると同時に、その地理的境界を超えて、幾つかのコミュニティのメンバーである。多くの人々は、通常、複数の準拠集団に所属して生活している。

これらすべてのコミュニティに共通する現象がある。それは、コミュニティという人間集団が（我—汝）関係を強固にする2つの事象を基盤にして成立しているということである。第1に、それが人々のグループを拡大家族（extended families）に類似した社会的存在へと転化させる感情の絆（affection）で結びついていること、第2に、共有のモラル文化（コミュニティが受け入れがたい行動と有徳な行動を識別する「基準」として機能している、共有された社会的意味と価値のセット）が世代から世代へと伝えられ、そのモラルフレームが日々再確認されていること。これらがコミュニティをその他の社会グループから区別する特徴である⁽³⁴⁾。利益のみで結びついている利益集団ではなく、共有された絆や価値観に基づいて成立するのがコミュニティである⁽³⁵⁾。

コミュニタリアニズムは、さまざまな機会で触れられているように、「単にノスタルジックな『ゲメインシャフト』を復興させようとする思想」⁽³⁶⁾ではないが、地域社会をコミュニティ（共同体）として位置づけ、それを新しい視点から把握しコミュニティにしかるべき役割を与えようとしていることは事実である。そのような（地域社会を含めた）コミュニティを主要な要素とする、善き社会の構築に向けて、我々を導く道程（road）——それが、エチオーニに拠れば、第三の道である⁽³⁷⁾。ここでは、国家（政府）と市場（私的セクター）そしてコミュニティが善き社会のパートナーとして把握されている。エチオーニの主張に耳を傾ければ、これらの（ときには両立しがた

いこともある) 存在をバランスさせているのが善き社会である。コミュニタリアンは、政府はトラブルでもないしソリューションでもないし、市場もそのすべてが善ではないし悪でもない、と考えている⁽³⁸⁾。但しそれらの役割(相互関連)をどのように評価するのか。まさにこれが問題であり、ここに、「応答するコミュニタリアン運動」の独自性がよく表れている。

いかなる社会も一定の社会秩序のもとで有効に機能する。この社会秩序という視点から言えば、(全体主義のように) 国家の強制的な手段(全体主義)に頼るのではなく、また(自由至上主義のように) 市場の「見えざる手」を全面的に信頼するのではなくあるいはそれを敵対視し排除するのではなく、いままでどちらかといえば「等閑視」されてきたコミュニティの道徳の意義を再評価し、端的に言えば、前者の2つの部分への依存を低め、後者のコミュニティの規範的役割に依拠する割合を高めることによって、社会の秩序が維持され、「善き社会」が生まれる、と主張するのが(エチオーニに代表される)コミュニタリアニズムである。これは、市場を否定するのではなく、それを利用しながらも(これまでとは異なる)他の道を探ることを意味している。

エチオーニのコミュニタリアニズムが何故にイギリスに影響を与えたのであろうか。これに関して言えば、たとえば、ブレアは(コミュニティライフの重要性・復興を強く主張していた)スコットランドの哲学者ジョン・マクマレー(J. Macmurray)の哲学に学びそこから影響を受けている、との指摘⁽³⁹⁾が示しているように、イギリスには、20世紀の終わり頃からコミュニタリアニズムが(単にアメリカからの「輸入」思想としてではなく)「土着」のものとして議論される伝統が存在していたのである。

「イギリスではネオ・リベラルなヘゲモニーは終わっている。」「コミュニタリアン的思考法への移行(move)は」それに替わる「第一歩として歓迎されるべきものである」。

これはグレイ(J. Gray)の見解であり、イギリスの思想風土の一端を示している⁽⁴⁰⁾。彼は、ネオ・リベラルの問題点として、人間主体の本質を見誤っていること、市場を間違って解釈していること、社会的結合の条件としての互惠性と公平性を無視していることをあげている。

そのような思想的な風土をベースとして設立されたのが「イギリスコミュニタリアンフォーラム」であり、それを主宰しているヘンリー・タム(Henry Tamt)は今日のイギリスの(運動としてのコミュニタリアニズムを立ち上げているという点で、エチオーニに近い)コミュニタリアニズムを代表するひとりである。

タムは「包み込むコミュニティ」(inclusive community)の創出を提唱している⁽⁴¹⁾。この「包み込むコミュニティ」はつぎの3つの原則に基づいたものである。1) 協働して探求すること(co-operative enquiry)、2) 相互責任、3) 市民としての参加。これらの原則に基づいて、コミュニティを、思想レベルから、政治レベル、組織レベルへと具体化し、彼のことばで言えば、その「包み込むコミュニティ」を中核に据えて、国家セクターとビジネスセクターそして第3セクターを再構築し、新たな市民社会をつくりあげる。これがタムの問題提起であり(政策)構想である。

このようなタムの考え方に対しては批判も見られる⁽⁴²⁾が、本稿で重要なことは、彼がブレアをコミュニタリアンとして位置づけていることである⁽⁴³⁾。ブレアがコミュニタリアンであることは、タムの指摘を待つまでもなく、「ニューレーバー」の(「強いコミュニティ」の必要性に繰り返し言及されている)2001年選挙マニフェスト『ブリティンへの野望(Ambition for Britain)』⁽⁴⁴⁾によって確認できる。たとえば、そこには、「福祉から労働へ」という問題は、基本的には、「地域コミュニティに権限と機会を移行させる」ことによって解決される、との声明が見ら

れるし、強く安全なコミュニティの構築によって、排他的ではなく包み込む市民社会をめざすことが謳われている。

これらの事実は、繰り返しになるが、ブレアの価値観（コミュニタリアニズム）がブレア政権の政策に流れていることを示している。

3 資本主義の変貌

コミュニタリアニズムという発想が影響力をもちそして第三の道が志向された背景にはそれなりの現実がある⁽⁴⁵⁾。資本主義経済の変貌である。

20世紀の後半以降、欧米では、特に、ヨーロッパでは、「ステイクホルダー社会（資本主義）」という概念で現在の社会を形容する流れがでてきた。これは、現代社会がこれまで経験したことのないさまざまな問題を抱えていることの反映である。例えば、長期的な赤字現象、長期的な失業、増加し続ける犯罪、豊かな人々と貧しい人々のギャップの拡大→二極化→格差社会、底辺層の出現、犯罪の増加、仕事が保証されないこと、制度やその指導者への信頼の欠落、原理主義への回帰、機会の不平等の拡大、社会サービスの減少、働く人々の権利の喪失、失望・絶望意識の蔓延、等々⁽⁴⁶⁾。ステイクホルダー社会は、これらの現象は市場によって決して解決されないし政府の役割にも限界がある、ということを知った人々が当事者としての意識を持って行動しはじめた社会を念頭に置いて用いられるコトバであり、（政府の社会的支出にほとんど期待できないという歴史的経緯が見られた）イギリスにおいていち早く使われるようになった。そこには、ステイクホールディングという概念に集約される事態（経済・社会的事象）が存在しているのであり、そのようなステイクホールディングという考え方がブレアにはある⁽⁴⁷⁾。

ブレアだけでなくイギリス（そしてヨーロッパ）の知識人に大きな影響を与えた書物が1995年に出版された。それが、「ステイクホールディング社会」（ステイクホルダー社会、ステイクホルダー資本主義）を展望した、W. Hutton, *The State We're In*, Jonathan Cape, 1995であり、1996年に、改訂版（the new and revised edition）であるW. Hutton, *The State We're In*, Vintage, 1996が公刊されている。

ハットン（W. Hutton）に拠れば、ステイクホールディングという発想の根底には、平等（equality）というよりはむしろ社会的・経済的包摂が現代の左翼の主要な最優先的（overriding）目的でなければならない、との考え方があり、「包摂はメンバーシップを意味する（メンバーでなければ、包摂されることはない）。しかし、メンバーシップは権利だけでなく義務を伴っている。したがって、ステイクホルダー社会は、経済的・社会的そして政治的包摂という見解のもとで構築された権利と義務の相互性があるところに存在する。ステイクホルダー資本主義がすることはそれらの原則を自由市場の働き（operation）に適用することであり、そうすることによって、束縛から解放された市場の働きを制限することである」⁽⁴⁸⁾。ちなみに、ある資料に拠れば、ステイクホールディングにはつぎのような事象が込められている。社会的包摂、メンバーシップ、信頼、協同、長期的に持続すること（long-termism）、機会の平等、参加、アクティブな市民であること（シティズンシップ）、権利と義務⁽⁴⁹⁾。

このステイクホールディングという考え方は、ハットンも明示しているように、変貌しつつある現実の反映である。まず第1に、彼の現状認識に従えば、資本主義は現在多様化しており、今日の資本主義社会には、基本的には、3つのタイプがある⁽⁵⁰⁾。

1) USモデル

最も個人主義的で自由主義な資本主義。金融システムは高度にマーケットベースであり、ハイリターンを要求される。それ故に、会社が株主の要求する利潤を生み出すために従業員を自由に雇い入れそして解雇できること

が重要になってくる。

2) ヨーロッパのソーシャルマーケットモデル

ドイツを代表に、EUやスカンジナビアの近隣諸国に見られる資本主義。ここにはソーシャルマーケットの世界があり、資本と労働がパートナーシップ原則で機能し、金融システムは、アメリカと比べると、マーケットベースではない。

3) 東アジアモデル（人本主義peoplism）

このモデルの代表は日本であり、競争的環境下の協働から利益を得ようとする試みが顕著であり、経済関係のなかで、信用、継続性、評判、協働が強調されている。

イギリスは、イデオロギー的には、アメリカと同じであるが、制度や政治の仕組みは大きく異なっているし、ドイツや日本とも異なる側面を持っている。しかし、イギリスがベストではないことは確かであり、世界的に経済システムが多様化（変容）している現状を考えると、新しい道を模索せざるを得ない段階にきていたのであった。この点、「海外の資本主義の幾つかのベストタイプはコミットメントとフレックスビリティを正しくバランスさせて成果を上げてきている」⁽⁵¹⁾のであり、ここから、イギリスは他の国々の経験から注意深く学ぶコトが必要である、との認識が生まれたのである。

ステイクホルダー資本主義には概念的には2つのルーツがある、との見解がある。それによると、その概念は、一方で、組合がビッグビジネスに対して取締役会や「金融と消費者の協働運動」（financial and consumer co-operative movement）を通して発言している、ドイツ経済やスカンジナビア経済の経験から生まれたものであり、他方で、短期的なスパンで株主の価値を重要視しているアメリカとは異なり、長期的な計画のもとで長いスパンの発展や収益性でリターンを測定している、韓国や日本のビジネスを念頭に置いて、展開されている議論、を反映している⁽⁵²⁾。

一方、マネジメント文献を通して「ステイクホルダー」という考え方がすでに以前から展開されているし、さまざまな企業が自分自身をステイクホルダー・カンパニーとして規定しているとの理解が浸透している。つまり、第2に、企業レベルでは大きな変革が生まれている、との認識がある⁽⁵³⁾。

ステイクホールディングは、ハットンにコトバを借りれば、「まさにそのような現実をきちんと整った形で要約したコトバなのである」。⁽⁵⁴⁾このようなハットンの問題提起は決して現実離れした「独りよがり」のものではなかった。というのは、その後すぐに次のような認識が語られているからである。「ほとんどすべてのものがステイクホルダーという次元を有しているように思われる。ステイクホルダー資本主義、ステイクホルダー民主主義、ステイクホルダーカンパニー、ステイクホルダー政府、ステイクホルダーコミュニティ、ステイクホルダーヨーロッパ、ステイクホルダー社会、ステイクホルダー経済」。なぜならば、それらのコトバを使うことによって、「漠然として」ではあるが、「包摂、参加、説明責任を約束している」というニュアンスが伝わってくるからである⁽⁵⁵⁾。

ステイクホルダー資本主義に関して言えば、その考え方は、例えば、ギャンプルやケリー（Andrew Gamble and Gavin Kelly）によって次のように評価された。ステイクホルダー資本主義は、労働党の基本的な価値観（再分配と参加）を実行に移すという点で、ニューレフトとニューライトを区別するビックアイデア（a big idea）となりえる可能性を秘めている、と⁽⁵⁶⁾。というのは、「ステイクホルダー資本主義」概念には2つの思想が取り入れられているからである。第1に、すべての個々の市民と重要な利害関係者（interest group）は社会に利害関係（stake）を持ち、社会運営の方法に発言権を有している、ということを実確なものにすべきである、との含意があ

り、労働党の目的に沿っていること、第2に、この目的を実現させるために、会社は、株主、消費者、従業員等のすべてのステイクホルダーが意思決定に参加できるように、再組織されるべきである、との含意があること⁽⁵⁷⁾。

ハットン、ブレアのステイクホールディングの対する態度に触れ、ブレアはステイクホールディングという概念を使うことを選択し、その考え方を支持している、と述べている⁽⁵⁸⁾。事実、ブレアは、1996年1月8日、(後に「ステイクホルダー経済」という章タイトルで編集された)シンガポールのビジネスコミュニティでのスピーチで次のように締めくくっている。「チームとして働くことは、働くときや・・・組織を運営する効果的な方法である。成功する国も同じような方法で運営されなければならない・・・。すべての人々がチームの一部と感じ、それを信頼し、その成功と未来にステイクを持たなければ、上手くいくはずがない」⁽⁵⁹⁾。

このブレアのシンガポールでのスピーチは「古い政治の死」を語ったものとして評価されている。

マーカンド (D.Marquand) によれば、ステイクホルダー資本主義をめざして動き出すということは、少なくとも、会社法、金融システム、インダストリアル・リレーションズ、中央政府と地方自治体との関係のラジカルな変革を意味するものであり、例えば、地方のステイクホルダーは、これによって、自分たちのローカルな経済を発展させる方法を中央と合同で (jointly) 決定する可能性を手に入れたのである⁽⁶⁰⁾。

ここには、ハットンと同じようないわゆる「全員参加型の社会」構想が見られるのであり、ブレアは明らかにすべての人々に当事者意識を持つように訴えている。また、ブレアは、1996年1月18日には、ダービー (Derby) の Assembly Rooms にて興味深い発言をしている。「わが国の偉大な企業の幾つかは自らをステイクホルダー企業と規定し・・・競争力と成功はステイクホルダー・アプローチから生じると述べている。そこには、従業員をパートナーとして扱っている会社が成功した会社である、という偉大な教訓がある。同じコトが国にも当てはまる。・・・企業の経験 (ステイクホルダー企業) に学ぼう」、と⁽⁶¹⁾。これは、ステイクホルダー資本主義 (経済、社会) がステイクホルダー企業からの類推された概念であることを良く示している。

そしてこのことは、ブレアが社会を構成する存在に当事者としての自覚を求めたことを意味している。コミュニティはそのなかのひとつである。ブレアは早くからコミュニティの重要性を指摘しその役割に期待していた。たとえば、1991年には、国家そして市場にも支配されない政治を展望した論文において、「市民であることは (citizenship) は、市民はより広いコミュニティの一部であると主張することによって、個人主義から区別される。コミュニティがなければ、またひとつの社会として行動する意思がなければ、市民であることは空虚なレトリックである」、と指摘し、公共善 (public interest) の実現をコミュニティの発達に求めている⁽⁶²⁾。

ブレアは政権を獲得した後もコミュニティを活発化させること (active community) の必要性・重要性を繰り返し述べているが、なかでも、サードセクターが第三の道の重要な部分である理由に言及した1999年のスピーチは象徴的なものである。

これは、ボランティア組織の国際協議会 (The National Council of Voluntary Organizations : NVCO) でおこなったスピーチである。

そこでは⁽⁶³⁾、「過去においては、ボランティア組織と中央および地方政府の関係は最も良いときでも不平等であり最悪のときには抑圧的であった」との反省を踏まえて、現在では、その誤りを是正し、コミュニティへの参加と

いう新しい精神 (a new spirit of involvement in community) を刺激し燃え立たせる、という努力が成果をもたらしている、と語られている。ブレアに拠れば、他者のニーズや問題に気づきそのような自覚が高いコミュニティがアクティブなコミュニティであり、コミュニティの再建と経済的機会の再構築の架け橋となるのがボランティアセクター (ソーシャル・エコノミー) である。そして、そのなかで中核を占める存在として、クレジット・ユニオン、コミュニティ・ローン・ファンド、マイクロファイナンス・ファンド、コミュニティ・ディベロプメント・トラスト、コミュニティ・エンタープライズ、等の活動が指摘されている。これらはいずれも社会的企業といわれている事業体であり、現在、それらの活動がイギリスの経済だけでなくさまざまな部門に浸透し「小さくない」影響を与えその在り方を変えつつある。

4 住民主体地域密着型ビジネスの展開

イギリスでは、1990年代以降ステイクホルディングという考え方が提起され急速に拡がっていった。これは、本稿に直接関連している事柄で言えば、コミュニティをステイクホルダーとしてみなすことに現れている。そしてそこには、コミュニティリアリズムの影響力を認めることができる。コミュニティリアリズムに共鳴するブレア政権が誕生して「第三の道」論争が生まれたのは、本稿の視点から見ると、必然的な事柄である。1990年代後半以降、ボランティアの存在が再検討され、サードセクターが注目され、コミュニティ重視の発想・政策が提起され、協同組合方式の枠から「外れた」社会的企業が続々と設立されるようになったのはそのひとつの結果であり、地域開発が新しい段階に入ったことを示している。

ブレア政権はサードセクターをコミュニティ形成およびその発展の重要な担い手として位置づけた。そしてこれによってコミュニティが新しい観点から見直されることになった。このことは、たとえば、つぎのような2つの政府の政策 (措置) によく示されている。

- 1) 1998年に導入された「ザ・コンパクト」(The Compact : The Compact on Relations between Government and the Voluntary and Community Sector in England)、
- 2) 2001年に貿易産業省 (DTI) スモールビジネスサービス内に立ち上げられた、社会的企業担当課 (Social Enterprise Unit)。

これらの措置は、政府 (自治体) とコミュニティのパートナーシップを深めることを意図したものである。たとえば、「ザ・コンパクト」⁽⁶⁴⁾。これは、政府とボランティアおよびコミュニティセクター (the voluntary and community sector : VCS) が共同して機能し相互の強みを発揮できるようにまたコミュニティが利益を獲得できるように関係を改善するための枠組みを定めた包括協定 (framework agreement) であり、社会的企業を含むすべてのボランティアおよびコミュニティセクターに適用される。

コンパクトには全国レベルだけでなくローカルレベルの該当組織に適用されるローカル・コンパクト (local compact) もあり、2007年6月現在、ローカルコンパクトは地方自治体 (local authority) の99%をカバーしている⁽⁶⁵⁾。

このコンパクトは、内容的に言えば、第1に、資金調達、第2に、相談や政策評価、第3に、ブラックやマイノリティに代表される人種的少数派のボランティアおよびコミュニティ組織、第4に、ボランティア、第5に、コミュニティグループ、に言及した、「グッド・プラクティス・コード」(code of good practice) である⁽⁶⁶⁾。そこには、つぎのようなコンパクトの主張が込められ、それらが原則化されている。

- 1) ボランティア活動は民主主義社会の本質的で不可欠な構成要因である、

- 2) 独立したそして多様なVCSが社会福祉の基本である、
- 3) パブリックポリシーおよびサービスの発展と引き渡し (delivery) において、政府とVCSはそれぞれ独立しているが相互に補完的な役割を果たす、
- 4) 共通の目的に向けて共同する (partnership) と付加価値が生まれる、
- 5) 政府とVCSが対象とするステイクホルダーの範囲は異なることもあり説明責任の様式が異なるが、誠実さ、客観性、公開性、正直さ、リーダーシップが必要視されている点では同じである、
- 6) VCS組織は、法律の範囲内で、その目的を達成するために運動を展開する (campaign) 権利を与えられている、
- 7) 政府の役割は多様であるが、その最たるものはVCS組織に資金を提供することである、
- 8) 政府もVCSも、人種、年齢、性、宗教、信念に関係なく、すべての人々に機会の平等を保証することの重要性を認識している⁽⁶⁷⁾。

コンパクトを支えている存在として「コンパクトヴォイス (compact voice)」がある。これはケリー (C.Kelly) に率いられた独立した機関であるが、VCSの代理人を自任し、コンパクトを推進するために活動を展開している。ここには、全国レベルのボランティア組織だけでなくそれぞれの地域の傘下組織がメンバーとして参加している。また2004年にはローカル・コンパクトヴォイスが設立された。これはイングランドの地方自治体を中心に地域のボランティア組織の代表者をメンバーとするネットワーク組織であり、今日では、300を超える組織が参加している⁽⁶⁸⁾。

コンパクトヴォイスの活動のひとつとしてキャンペーンの展開がある。たとえば、コンパクトの活動に対する注目を喚起するために「コンパクト・ウィーク」(2007年度は、10月1～8日)が毎年設けられている。各種イベントを開催しそれを支援しているのがコンパクトヴォイスである⁽⁶⁹⁾。

このようにいわば官民をあげてコンパクトの徹底化(政府とサードセクターの協働関係の構築・維持・強化)がすすめられている。

そして同時に、1990年代以降急速に増加しはじめた社会的企業の活動に対処するために、関連業務を専門的に担当する部署が2001年に創設された。社会的企業担当課 (Social Enterprise Unit) である。この社会的企業担当課はその後発展解消され、2006年に、地域活性化理事会 (Active Community Directorate) と合併して、現在ではThe Office of the Third Sector (OTS) が設立され、その部局が業務を担当している⁽⁷⁰⁾。

OTSは4つの政策チームと1つの支援チームからなる省 (Office) であり、政策チームの1つとして「社会的企業」チームがある。これは社会的企業に影響を与える政策策定に責任を持つ部署であり、社会的企業が量・質ともに興隆することを目指して、社会的企業発展の障害を取り除き、その分野のグッドプラクティスの広報・普及活動を展開している⁽⁷¹⁾。

今日のイギリスでは、上述のような政策が推進されるなかで、一方で、各地でさまざまな社会的企業が設立され⁽⁷²⁾、そして他方で、その存在の意味が社会経済的だけでなく政治的にもあらためて問われている。というのは、社会的企業の目的 (性格付け) がより明確になってきたからである。そのことを典型的に示している事例が地域利益会社 (community interest companys; CICs) という新しい法人格の誕生である。

いわゆるCIC法が成立したのは2005年であるが、その地域利益会社設立構想は2002年9月に内閣府 (Cabinet Office) 戦略ユニットが公表した文書のなかで提起され、2003年12月に、イギリスの通商産業省 (DTI) によって地域利益会社の設立

をめざす法案が提出され、2005年に施行されるという経緯をとっている⁽⁷³⁾。

社会的企業は、SEC (The Social Enterprise Coalition) によれば、「社会的目的のために商取引をおこなう事業体」⁽⁷⁴⁾であるが、通商産業省の文書 (Social Enterprise: a strategy for success)⁽⁷⁵⁾ではより踏み込んだ概念規定が示されている。社会的企業は、「株主や所有主の利益最大化のための要求に駆り立てられるのではなく、第一義的には社会的目的を持った事業体であり、その剰余が、原則として、その事業体においてまたコミュニティにおいて、その目的のために再投資される事業体である」、と。それでは、その「社会的」目的とは、具体的には、何を意味しているのでしょうか。それは、端的に言えば、「コミュニティの利益に資すること (benefit)」である⁽⁷⁶⁾。

社会的企業と総称されている事業体は、すでに具体例を挙げたように、多様であるが、それらのなかにコミュニティの利益に適うことが目的であることを明示的に謳っている事業体がある。それが地域利益会社である。

コミュニティのベネフィット (benefit) とは何なのか。

Voluntary Arts Networkは、「Community Interest Company=地域に役立つ事業を展開する会社」と定義し、コミュニティのベネフィットの具体的な事例として、1) ローカルな人々をエンパワーすること、2) 未発達なエリアを再生すること、3) 環境を改善すること、ローカルなサービス (教育、レジャー、子供のケア、輸送、住宅、等) を供給する—但し、CICは、病院や学校といったエッセンシャルな公共サービスを供給することを意図しているのではなく、コアとなる公共サービスを補完するものである—こと、をあげている⁽⁷⁷⁾。

法人としての地域利益会社が創出された背景には、既存の法人では社会的企業に対する今日的要求を達成することができない (事業体の名称も多岐に亘り混乱しているし、実態としても政府の「公式見解」に必ずしも合致していないことがある) という現状認識があった、と考えることがナチュラルであろう⁽⁷⁸⁾。端的に言えば、形式的 (法的) には「営利」企業であるが、その内容を見ると「非営利的な」性格を有している、という (少なからざる社会的企業の) 現実⁽⁷⁹⁾ (あるいは、その逆で、チャリティが収益事業を「大規模に」展開しているという現実) を制度化 (法的に裏書き・担保) し「社会的企業のモデル」として提起されたのが地域利益会社である。言葉を換えて言えば、できるだけ多くの人々が現在の社会的要請に応じて組織を設立し社会的企業として活動できるように整備された法的枠組み (法人形態) —それが地域利益会社だったのである。

地域利益会社は、社会的企業として、名称だけでなく、実質的にも、地域社会の利益に資するという要求に応えられるように設計されている。というのは、地域利益会社の設立と活動に対して、社会的企業としての (コミュニティの利益 (benefit) に適うことを旨とする) 存在意義が具体化するように、すなわち、地域利益会社が地域社会の利益のために運営されることを保証する (逆に言えば、「営利」企業へと変質しないように) 法的な措置が講じられているからである。

地域利益会社は、制度的には、有限責任会社 (limited company) であり、それ故に、投資家から資金を募ることができる。この点で言えば、「通常の会社」と同一である。しかし、大きく異なる点がある。それは、利益を配当できず再投資のみに充てることが設立要件のひとつになっていることである。このことに注目すると、日本のコミュニティ・ビジネスと同じように、地域利益会社を「営利」(ビジネスの視点) と「非営利」(コミュニティの視点) の複合型として位置づけることも可能である。

そのような措置はつぎの4つであり、ここに、地域利益会社の最大の特徴がある⁽⁸⁰⁾。

1) 資産ロックとエクイティファイナンス

地域利益会社は、地域利益会社に許可されている株式発行の限度を除いて、その資産や利益をメンバーに配分することを禁止されている。簡単に言えば、資産ロックという考え方をベースに、エクイティファイナンスも認める—これが地域利益会社の第1の特徴である。

地域利益会社にはさまざまな資金調達源泉がある。これは資金調達の柔軟性を保証するための措置である。たとえば、助成金や寄付、金融機関からの借入金が通常の源泉であるが、それ以外に、株式発行による資金調達も認められている。それが「エクイティファイナンス」である。しかし、そのエクイティファイナンスには制約が設けられている。

地域利益会社は、その「非営利性」を確保するためにそしてコミュニティの利益を確保するために、その資産や利益をメンバーに配分することが法律で禁止されている。これが「資産ロック」である。そしてこの考え方がエクイティファイナンスにも適用されている。資金調達の際に株式発行という手段を活用できるが、「資産ロックを保護するために、発行株式に対する配当金に上限 (cap) が課せられている」のであり、この調整 (適切な上限の設定) がCIC監査人の業務とされている。

2) コミュニティ利益テスト

地域利益会社の「心臓」(heart)であり、地域利益会社を他の非営利組織から区別するものとして位置づけられているのが「コミュニティ利益テスト」である。

これは「地域利益会社としての適格性審査」である。法人格を申請する組織は、その活動(目的)が理性的な人であればコミュニティやより広い公共の利益に適っていると認めること、あるいはその恩恵が一部のグループに限定されることがないことを、監査人に納得させなければならないのであり、監査人が納得した場合に、その組織は地域利益会社として登録される。

3) コミュニティ利益レポート

地域利益会社は毎年監査人にレポートを提出する。これが「コミュニティ利益レポート」であり、コミュニティのためにどのように業務を遂行している (deliver) のか、その活動にステイクホルダーをいかにして巻き込んでいるのか、を記載されることが求められている。

4) CIC監査人 (レギュレータ)

地域利益会社にとって不可欠な (法律で設置を規定されている) 存在が監査人である。その監査人は一般公募を経て通産省の大臣に指名され、オフィスを提供されいわゆる公人として遇せられる。監査人の義務は、法令によれば、

- 1) 申請の審査、
- 2) 地域利益会社が法的必要条件に従うことを保証すること、
- 3) 重大な違反行為が生じた場合に強制手段を講じること、

である。

地域利益会社に対する規制は「ライトタッチ」であると公式には言われている。しかし現実には、監査人には、ステイクホルダーからの苦情の調査、コミュニティの利益に適って活動しているか否かの調査、資産ロックの現状の調査の権限が付与され、更には、会社の役員の変更、会社の清算の権限も与えられており、監査人の資質・意思決定・行動が地域利益会社の在り方を規定することになる。

このような発想のもとで2005年設立されることになった地域利益会社は、2006年10月9日に、その登録数が500社を超え、2007年7月には800を超えている⁽⁸¹⁾。地域利益会社は、チャリティと異なり、税制上のメリットを享受することができない。そのような事情を考えると、この数が多いのか少ないのかの判断が難しいが、地域利益会社をはじめとする多様な社会的企業の活動は地域開発の在り方を微妙に変えつつあることは確かである。

イギリスでは地域開発が長らく協同組合を中心としておこなわれてきた。⁽⁸²⁾そしてこのことがNPO中心に地域開発が展開されている北米との相違でもあった⁽⁸³⁾。しかし今日ではさまざまな社会的企業が地域開発に積極的に関与している。これは、「協同組合依存の地域開発から地域住民を事業主体とする地域経済開発（住民主体地域密着型ビジネス）への転換」とも形容できる現象である。すなわち、地域住民がコミュニティの当事者としての意識を高め、地域的課題の解決をめざして協同組合以外のさまざまな事業体を設立し自らが事業主体としてコミュニティと関わる途を模索しはじめてきたのである。繰り返すことになるが、地域利益会社の出現はそのことを象徴的に示している事象のひとつである。

イギリスは、既存の経済システムを組み替え、「新しい」システムの構築に成功したのであろうか。これは今後の推移を見なければわからないが、ブレアにはじまる「ニューレーバー」がこれまでとは異なる道を志向したことだけは確かであり、それはコミュニティの再生（包み込むコミュニティの形成）を通してアクティブな市民社会を構築することをめざした各種の政策によく表れている。これは、本稿の文脈で言えば、「新しい」事業主体創出の途を大きく切り開いたこと（ビジネスの在り方の見直し）に繋がるものであり、その意味で、地域住民を主体とした地域経済開発の今後の新たな展開・推移は注目に値する事例である。と同時に、そのような試み（コミュニティをベースとした事業展開）は日本のコミュニティ・ビジネスの在り方を検討する場合に有益な資料を提供してくれる事象でもある。

- (1) S.Hale, W.Leggett and L.Martell(eds.), *The Third Way and beyond: Criticism, futures, alternatives*, Manchester University Press, 2004, p.168.
- (2) A.Giddens, *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Polity, 1998, p.26. (アンソニー・ギデンズ著、佐和隆光訳『第三の道。効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社、1999年、55ページ)。
- (3) Giddens, *The Third Way*, p. 71. (ギデンズ著、佐和隆光訳『第三の道』123ページ)。
- (4) これに関しては、Hale, Leggett and Martell(eds.), *The Third Way and beyond: Criticism, futures, alternatives* および T.Brown(ed.), *Stakeholder Housing: A Third Way*, Pluto Press, 1999, pp.8-32; A.Callinicos, *Against the Third Way*, Blackwell, 2001 参照。
- (5) A.Giddens, *The Third Way and its Critics*, Polity, 2000, pp.22-26. (アンソニー・ギデンズ著今枝法之・干川剛史訳『第三の道とその批判』晃洋書房、2003年、25-37ページ参照)。
- (6) 小堀真裕「第三の道か、サッチャリズムMark2か、それともステイクホルダー資本主義か？」『政策科学』11-2、2004年、143ページおよびギデンズ著今枝法之・干川剛史訳『第三の道とその批判』191ページ（訳者あとがき）を参照。
- (7) Giddens, *The Third Way and its Critics*, p.169.
- (8) T.Blair, *The Third Way: New Politics for the New Century*, Fabian Society, 1998 (トニー・ブレア著『生活経済政策』編集部監訳「『第三の道』新しい世紀の新しい政治」『生活経済政策』26号（1999年3月）、7ページ）。ブレアに対する批判的見解として、P.Harrington, *The Third Way: An Answer to Blair*, Third Way Publicationsがある。

- (9) 小堀眞裕、前掲稿、145-148ページ。その他、菊池理夫「英米のコミュニタリアニズムと地域政策」『地域政策研究所』第13号、2001年、同「英米のコミュニタリアニズムと『第三の道』」『松阪大学政策研究』第2巻第1号、平成14年および同『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』風行社、2004年から多くの示唆を受けた。
- (10) 「第三の道」を巡って展開された活発な議論は今日でもNexus: The Policy and Ideas Networkのウェブ ([http:// www.netnexus.org/](http://www.netnexus.org/)) に記録として残されている。The Third Way : summary of the NEXUS on-line discussion ([http:// www.netnexus.org/library/papers/3way.html](http://www.netnexus.org/library/papers/3way.html) アクセス日 2006/08/17)。
- (11) Gidedens, *The Third Way*, p.102 (ギデンズ著、佐和隆光訳『第3の道』173ページ)。
- (12) 小堀眞裕、前掲稿、145ページ。
- (13) ブレア著『生活経済政策』編集部監訳、前掲書、14-15ページ。
- (14) 同上書、14ページ。
- (15) 同上書、9ページ。
- (16) 同上書、7-8ページ。ギデンズは7つの価値を指摘している。平等、弱者保護、自主性としての自由、責任を伴う権利、民主主義なくして権威なし、世界に開かれた多元主義、哲学的保守主義 [Gidedens, *The Third Way*, p.66. (ギデンズ、佐和隆光訳『第3の道』119ページ)]。
- (17) ブレア政権の総括がウェブで公表されている。Ten Years of Blair: A Balance Sheet (http://www.ppionline.org/ppi_cicfm?knlgAreaID=128&subsecID=187&contentID=254294 アクセス日 2007/05/27)。
- (18) ブレア政権第2期の政策については以下を参照のこと。T. Blair, Third Way, Phase Two (<http://www.angelfire.com/hi3/pearly/htmls2/tony2.html> アクセス日 2006/05/27)。
- (19) S.Driver and L.Martell, "New Labour's Communitarianism" , *Critical Social Policy*, 17-3, 1997.p.28.
- (20) マイケル・サンデル著菊池理夫訳『自由主義と正義の限界』三嶺書房、1992年。コミュニタリアニズム関連の文献は多数あるが、とりえず主要な論文のアンソロジーとしてM.Daly (ed.), *Communitarianism: A New Public Ethics*, Wadsworth, 1994、C.Delaney(ed.), *The Liberalism-Communitarianism Debate*, owman & littlefield, 1994, 対話形式でコミュニタリアニズムを論じた書として、D.Bell, *Communitarianism and its Critics*, Oxford, 1993 を参照のこと。近年のリベラリズムの動向をコンパクトにまとめた文献として、D.Avnon and A. de-Shalit(eds.), *Liberalism and its Practice*, Routledge, 1999が便利である。
- (21) Driver and Martell, "New Labour's Communitarianism" .p.28.
- (22) ブレア著『生活経済政策』編集部監訳、前掲書、9ページ。
- (23) エチオーニはブレアの父といわれている。“Father of Tony Blair's Big Idea, *The Observer*, July 24th 1994を参照。
- (24) E. Frazer, *The Problems of Communitarian Politics*, Oxford University Press, 1999, p.5. エチオーニの認識に拠れば、1980年代に、テイラー、サンデル、ウォルツァー、ベラー、そして彼らの仲間たちが、レーガン政権下のアメリカとサッチャー政権下のイギリスによって体现された古典的リベラリズムの過度の個人主義を批判した。A.Etzioni, "Communitarianism," (in Karen Christensen and David Levinson (eds.), *Encyclopedia of Community: From the Village to the Virtual World*, Vol 1, A-D, Sage Publications, 2003, pp. 224-228.) p.2. (<http://www.gwu.edu/~ccps/etzioni/A308.pdf> アクセス日 2007/05/17)。
- (25) A.Etzioni, *The Third Way to a Good Society*, DEMOS, 2000, p.11.
- (26) アミタイ・エチオーニ著永安幸正監訳『新しい黄金律』麗澤大学出版会、2004年、19ページ。エツィオーニは周知の如く多作であり、本稿では、特に直接関連するものとして、*The Third Way to a Good Society* を利用している。
- (27) エチオーニ著永安幸正監訳『新しい黄金律』177ページ。
- (28) これはエツィオーニの「コミュニタリアン綱領」でも明確に述べられている。The Communitarian Network, The

- Responsive Communitarian Platform (<http://www.cla.wayne.edu/polisci/kdk/Comparative/SOURCES/communitarian.htm> アクセス日 2007/07/10)。
- (29) 有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『ポストリベラリズム』ナカニシヤ出版、2000年、98ページ。
- (30) Etzioni, "Communitarianism," p.4.; Elizabeth Frazer, *The Problems of Communitarian Politics*, Oxford University Press,1999,p.5.
- (31) Etzioni, *The Third Way to a Good Society*,p.15.
- (32) Hugh Butcher et al.(eds.), *Community and Public Policy (Community Development Foundation)*,Pluto Press ,1993,pp.12-13.
- (33) Etzioni, "Communitarianism," p.6.
- (34) Etzioni, *The Third Way to a Good Society*,p.15.
- (35) Etzioni, *The Third Way to a Good Society*,p.16.
- (36) 有賀・伊藤・松井編『ポストリベラリズム』101ページ。コミュニタリアニズムを批判する「多くの背後には、古いコミュニティのイメージが存在している。」(Etzioni, "Communitarianism," p.5.)
- (37) Etzioni, *The Third Way to a Good Society*,p.13.
- (38) Etzioni, *The Third Way to a Good Society*,pp.12-13.
- (39) Frazer, *op.cit.*,p.25; H.Tam,*Communitarianism: A New Agenda for Politics and Citizenship*, Macmillan, 1998,p.264; T.Blair, *New Britain.My Vision of a Young Country*,Fourth Estate, 1996,pp.59-60.
- (40) J.Gray,*Endgames: Questions in Late Modern Political Thought*, Polity Press,1997,pp.76-78.
- (41) Tam,*op.cit.*,p.2.
- (42) Tamのコミュニタリアニズムに対しては、本来のコミュニタリアニズムから逸脱し、「右か左か」という旧来のイデオロギー的分断を解決することはできない、との書評批判がある。D.Archard, "British Communitarianism", *Res Publica*, No.6,,2000. pp.227-233.
- (43) Tam,*op.cit.*,p.2.
- (44) Ambition for Britain (<http://www.labour-party.org.uk/manifestos/2001/2001-labour-manifesto.shtml> アクセス日 2007/07/26)
- (45) 「ステイクホルディングそして資本主義のもうひとつの形態を巡る論争もまたコミュニタリアン議論をうみだしてきている」(Driver and Martell, *op.cit.*,p.28.)
- (46) J.Marsh, *A Stake in Tomorrow: World Class Lessons in Business partnerships*,B.T.Batosford Limited,1998,pp.17-18.
- (47) Blair, *op.cit.*,Part VI:Stakeholder Britain.
- (48) G.Keelly,D.Kelly and A.Gamble(eds.),*Stakeholder Capitalism*,Macmillan,1997,p.3.
- (49) The very concept of a stakeholder society is meaningless in a country like Britain where wealth, income and power are so inequitably distributed. Discuss (<http://www.ieg.ee/keith/docs/politicsbeginner/STAKE.htm> アクセス日 2007/03/05)
- (50) Hutton,*The State We're In*, pp.257-283.
- (51) Keelly,Kelly and Gamble(eds.),*op.cit.*,p.9.
- (52) このことは複数の資料に記されているが、Changing the nature of capitalism in SA? (<http://www.mohlaleng.com/downloads/BEE%20on%20Track%20Article%20no%205%202005.pdf> アクセス日 2007/03/11)を参照のこと。
- (53) Hutton,*The State We're In*,pp.257-283.
- (54) W.Hutton,*Stakeholding and Its Critics*,The IEA Health and Welfare Unit,1997,p.9.

- (55) Keelly,Kelly and Gamble(eds.), *op.cit.*,p.238.
- (56) Andrew Gamble and Gavin Kelly, “Stakeholder Capitalism : Limits and Opportunities” (<http://www.netnexus.org/library/papers/gamkel.htm> アクセス日 2007/03/05)
- (57) ステイクホルディングとニューレーバーに関しては、R.Prabhakar,*Stakeholding and New Labour*,Palgrave,2003 が参考になる。また、ステイクホルディングに対する批判にハットンが応えている文献としてW.Hutton(ed.),*Stakeholding and its Critics*, IEA Health and Welfare Unit,1996があるし、ギデンスとの対談が収録されているW.Hutton and A.Giddens(eds.), *On the Edge*, Jonathan Cape,2000は興味深い内容となっている。
- (58) Keelly,Kelly and Gamble(eds.),*op.cit.*,p.8.
- (59) Blair, *New Britain*,p.296.
- (60) D. Marquand, “The Stakeholder Society” (<http://www.netnexus.org/library/author.htm> アクセス日 2007/03/07)
- (61) Blair, *New Britain*, p.293.
- (62) T.Blair, "Forging a New Agenda", *Marxism Today*,October 1991,p.32.
- (63) Tony Blair's keynote speech, NCVO Annual Conference 1999 (<http://www.ncvo-vol.org.uk/events/speeches/?id=1265&terms=Blair%20speech> アクセス日 2007/04/15)
- (64) the compact (http://www.cabinetoffice.gov.uk/third_sector/compact/ アクセス日 2007/06/09)
- (65) http://www.thecompact.org.uk/information/100020/100216/local_compacts/ アクセス日 2007/06/09
- (66) http://www.cabinetoffice.gov.uk/third_sector/compact/background/ アクセス日 2007/06/09 また、サンプルとして簡易版と通常版が公表されている。(http://www.compactvoice.org.uk/module_images/Local%20Compact%20Miniguide06.pdf: (http://www.compactvoice.org.uk/module_images/LC%20Workbook.pdf アクセス日 2007/06/09)
- (67) http://www.thecompact.org.uk/information/100020/about_the_compact/ アクセス日 2007/06/09
- (68) http://www.compactvoice.org.uk/C2B/document_tree/ViewACategory.asp?CategoryID=10 アクセス日 2007/06/09
- (69) http://www.compactvoice.org.uk/C2B/document_tree/ViewACategory.asp?CategoryID=22 (アクセス日 2007/06/09) および http://www.compactvoice.org.uk/C2B/document_tree/ViewACategory.asp?CategoryID=5 (アクセス日 2007/06/09) 参照。
- (70) これに関しては、以下のウェブを参照のこと。2002 social enterprise strategy background http://www.cabinetoffice.gov.uk/third_sector/social_enterprise/strategy_background/ (アクセス日 2007/6/09) ;http://www.cabinetoffice.gov.uk/third_sector/about_us/index.asp (アクセス日 2007/6/09) ;http://www.cabinetoffice.gov.uk/third_sector/about_us/ (アクセス日 2007/6/25)。
- (71) これに関しては、以下のウェブを参照のこと。http://www.cabinetoffice.gov.uk/third_sector/about_us/structure.asp (アクセス日 2007/6/25)
- (72) イギリスで社会的企業として認識されている組織には、たとえば、つぎのような事業体がある。employee owned business, co-operative society, society for the benefit of the economy, friendly society, industrial and provident society, mutual society, consumer retail society, workers co-operative, industrial productive co-operative, community co-operative, community business, community enterprise, third sector enterprise, communiity trust, social business, communiity development trust, communiity development association, local development trust, community company, community development corporation, community benefit corporation, social enterprise, social firm, voluntary enterprise, community trading organization, housing co-operative, community housing association, community housing trust, credit union, company based housing

associations, neighborhood co-ops, food co-ops, local exchange trading systems, social firm, charity, international labour market projects, community development finance initiative,etc.

- (73) これに関しては、Enterprise for communities; proposals for a community interest company. Report on the public consultation and the government's intentions, p.5.参照 (http://www.nearbuyou.co.uk/shared_asp_files/uploadedfiles/91518463-2BD4-4989-8B66-1A44FE8DD5FC_cicreport.pdf アクセス日 2007/05/31)
- (74) The Social Enterprise Coalition, There's more to business than you think: A guide to social enterprise, 2003 (<http://www.socialenterprise.org.uk/cms/documents/guide.pdf> アクセス日 2006/06/22)
- (75) Social Enterprise: a strategy for success, July 2002, p.7. ([http://www.nearbuyou.co.uk/shared_asp_files/uploadedfiles/\[E1CEA452-557F-4C67-A418-D11B133ACEF1\]_strategy_for_success.pdf](http://www.nearbuyou.co.uk/shared_asp_files/uploadedfiles/[E1CEA452-557F-4C67-A418-D11B133ACEF1]_strategy_for_success.pdf) download 2007/06/09)。同じ定義が、Frequently asked questions for community interest companies (<http://www.cicregulator.gov.uk/faq.shtml> download 2006/10/17) に掲載されているので、これが「公式見解」と思われる。2001年に社会的企業担当課 (Social Enterprise Unit) が提起した社会的企業の定義を巡って展開された論争の記録が残っている。What is a Social Enterprise? -A lively debate (http://www.business.uts.edu.au/cacom/articles/commentaries/social_enterprise.html download 2007/06/09) がそれである。
- (76) *Social enterprise development and the Social Economy in Scotland*. July 2003, CBS Network, p.11.
- (77) Voluntary Arts Network, Community Interest Company (<http://www.voluntaryarts.org/uploaded/map4910.pdf> アクセス日 2007/06/12)
- (78) 地域利益会社の導入を巡って関係機関・組織の間にさまざまな思惑があったことは2003年に公表された政府資料のなかに垣間見ることができる。Enterprise for communities; proposals for a community interest company. Report on the public consultation and the government's intentions (http://www.nearbuyou.co.uk/shared_asp_files/uploadedfiles/91518463-2BD4-4989-8B66-1A44FE8 DD5FC_cicreport.pdf download 2007/05/31)
- (79) 内閣府戦略部局 (Strategy Unit) は、2002年に、社会的企業が依拠している既存の法形態の問題点として、資産を保護できないこと、ブランド力が弱く認知度が低いこと、財政基盤を強化することが難しいこと、登録費用が高く付くこと、を指摘して、チャリティ制度の改革および地域利益会社制度の導入を勧告するレポートを公表している。Cabinet Office, Strategy unit report Private Action, Public Benefit; A Review of Charities and the Wider Not-For-Profit Sector, Strategy Unit, September 2002, pp. 49-57. (<http://www.cabinetoffice.gov.uk/strategy/downloads/su/voluntary/report/downloads/strat-data.pdf> アクセス日 2007/8/2) そしてこのレポートに対してつぎのような反響があった。Response to "Private Action, Public Benefit" (http://www.charitiesadvisorytrust.org.uk/charitiesadvisorytrust/private_action.html download 2007/8/2)
- (80) ここではつぎの資料に依拠している。Department of Trade and Industry, Community Interest Companies: An introduction to the Community Interest Companies (<http://www.socialenterprise.org.uk/Page.aspx?SP=1626> download 2006/10/17); FREQUENTLY ASKED QUESTIONS FOR COMMUNITY INTEREST COMPANIES (<http://www.cicregulator.gov.uk/faq.shtml> download 2006/10/17)
- (81) Five hundredth Community Interest Company (CIC) registered (http://www.cabinetoffice.gov.uk/third_sector/news/stakeholder/cic.asp download 2006/10/17); Department of Trade and Industry, Community Interest Companies: An introduction to the Community Interest Companies An introduction to the Community Interest Company (<http://www.socialenterprise.org.uk/Page.aspx?SP=1626> download 2006/10/17)
- (82) この流れに関しては、中川雄一郎『社会的企業とコミュニティの再生』大月書店、2005年参照。

- (83) オーストラリアの地からイギリス、ヨーロッパ、北米等の社会的企業を概観した資料がある。J.Barraket, Community and Social Enterprise: What Role for Government? ([http://www.dvc.vic.gov.au/Web14/dvc/rwpgslib.nsf/Graphic Files/Community Social Enterprise March 2006.pdf/\\$file/community Social Enterprise March 2006.pdf](http://www.dvc.vic.gov.au/Web14/dvc/rwpgslib.nsf/Graphic Files/Community Social Enterprise March 2006.pdf/$file/community Social Enterprise March 2006.pdf) download 2007/06/18)

【追記】

本稿は、科学研究費補助金（平成18年度～平成20年度）の対象となった「奈良県コミュニティビジネスの経営学的研究」の一環をなすものである。